

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2023年06月26日
【会社名】	株式会社ニレコ
【英訳名】	NIRECO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中杉 真一
【本店の所在の場所】	東京都八王子市石川町2951番地 4
【電話番号】	042(642)3111
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部門長 佐々田 卓也
【最寄りの連絡場所】	東京都八王子市石川町2951番地 4
【電話番号】	042(642)3111
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部門長 佐々田 卓也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2023年6月23日開催の当社第97回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社の事業分野の拡大に合わせ、事業目的（第2条）についての記載を現状に適したものに変更するものです。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものです。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものです。

株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

中杉 真一、久保田 寿治、佐々田 卓也の各氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものです。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

篠原 富士郎氏を監査等委員である取締役に選任するものです。

第4号議案 取締役報酬制度の改定に伴う取締役に対する譲渡制限付株式報酬導入の件

従来のストックオプション株式報酬を廃止し、その代わりに、譲渡制限付株式報酬制度を導入するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	47,670	55	-	（注1）	可決 99.88
第2号議案					
中杉 真一	47,564	161	-		可決 99.66
久保田 寿治	47,661	64	-	（注2）	可決 99.87
佐々田 卓也	47,663	62	-		可決 99.87
第3号議案					
篠原 富士郎	47,658	67	-	（注2）	可決 99.86
第4号議案	47,568	157	-	（注2）	可決 99.67

（注）1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上